

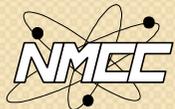
資料 2

保障措置検査の効果的・効率的な 実施のために

第2回事業者連絡会

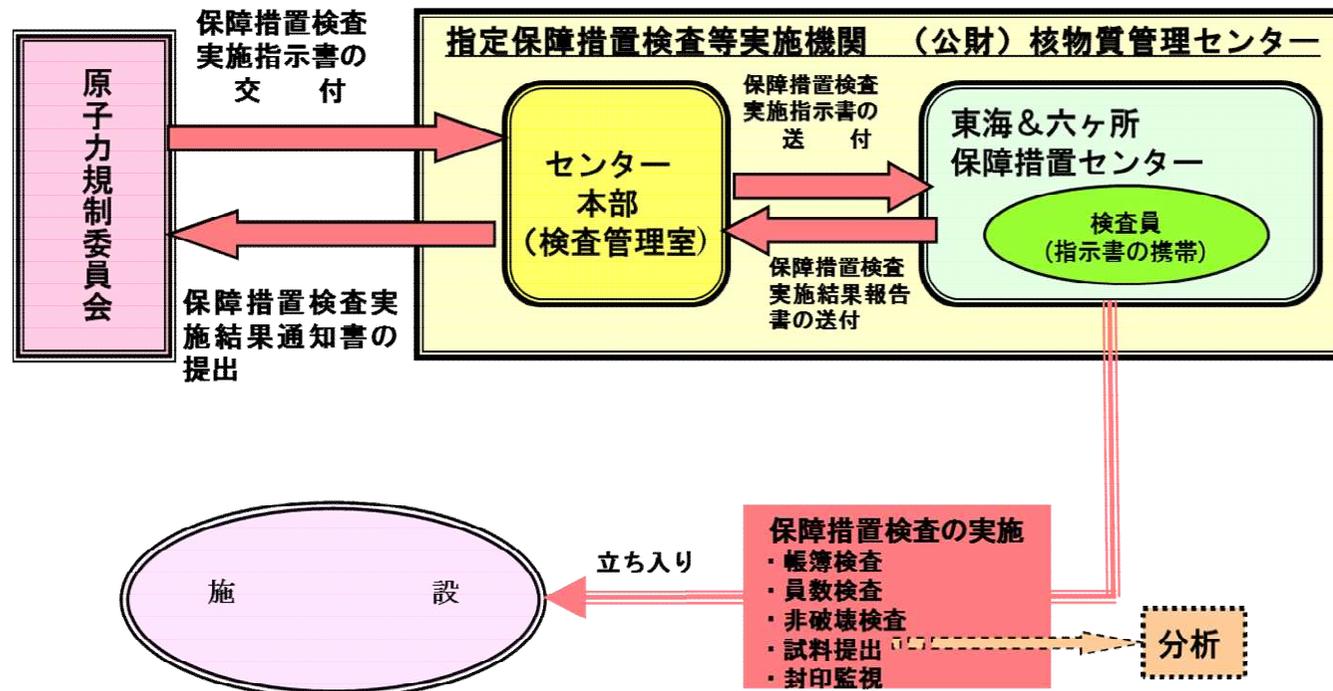
平成31年4月24日

公益財団法人核物質管理センター



はじめに（1）

核物質管理センター（NMCC）は、指定保障措置検査等実施機関として、原子力規制委員会から交付される実施指示書に基づき、東海及び六ヶ所保障措置センターの保障措置検査員（NMCC検査員）は、保障措置関連業務のうち定型化された業務（保障措置検査）を行っている。なお、日・IAEA保障措置協定に基づき、IAEAも同時に査察業務を行っている。



はじめに（2）

保障措置検査（検査）時にIAEAと調整が必要になった場合、NMCC検査員はその都度、原子力規制庁保障措置室（JSGO）に連絡し、JSGOからの指示に基づき、対応している。



より効果的・効率的に検査を実施するために、事業者との協調について以下に紹介する。

事業者との協調（１）

ランダム査察が適用されている施設の場合、毎月FAXで在庫変動記録が査察側に提出されている。このため、検査当日は、事業者からその月の在庫変動記録のみが提供される場合がある。



検査当日、通告を受け施設に向かうNMCC検査員は、時間的制限から、すべての在庫変動記録を携行できない場合がある。



在庫変動記録はソースデータとの照合に必要な情報であり、円滑に検査業務を遂行するために、検査当日、必要に応じて、前回のランダム査察以降の全ての在庫変動記録の提供をお願いしたい。

事業者との協調（２）

2018年からウラン加工施設、濃縮施設及び六ヶ所再処理工場の査察実施手順書について国/IAEA/事業者の間で議論され、順次、同手順書に基づく保障措置検査が開始される予定である。



従来の査察手順と比べて、特に国及びIAEAの間の検認数の確認手順が異なり、手順書の施行直後では、双方の検認数の合意に時間を要する場合が考えられ、当初計画された査察スケジュール内に査察活動が終了できない場合があることから、柔軟な対応をお願いしたい。

おわりに

NMCCは、指定保障措置検査等実施機関の指定を受け、2000年から検査を実施しており、今年で20年を迎える。



保障措置検査の実施にあたっては、規制者と事業者との相互の信頼関係が構築・維持されることが重要である。NMCCは、検査等の実施を通じて得られた経験・教訓等を、JSGOと事業者と基本的に共有するなどの役割を通じて、より効果的・効率的な検査の実施に資したい。